

## 第 4 7 作 業 班 設 置 要 綱

平成 7 年 1 1 月 1 5 日  
第 2 回 規 格 会 議 決 定  
平 成 1 5 年 3 月 2 6 日  
第 4 8 回 規 格 会 議 廃 止

### 1 設 置

規格会議運営細則第 1 8 条の規定に基づき、「双方向移動体データ通信システム標準規格 ( R C R S T D - 4 7 )」の維持改訂を行うため、第 4 7 作業班を設置する。

### 2 審 議 事 項

第 4 7 作業班は、双方向移動体データ通信システムの標準規格に関する改訂等の原案を作成する。

### 3 構 成

第 4 7 作業班は、規格会議運営細則第 1 9 条の規程に基づき、委員長が指名した者によって構成する。

### 4 主 任 等

- (1) 第 4 7 作業班に主任 1 名及び必要に応じ副主任 1 名を置く
- (2) 主任は、第 4 7 作業班において互選により定め、副主任は、主任が指名する。
- (3) 主任は、第 4 7 作業班を主宰する。
- (4) 主任に事故があるときは、副主任がこれに代わる。

### 5 設 置 期 間

第 4 7 作業班は、別に規格会議が定める日までの間設置する。

### 6 委 任

第 4 7 作業班の運営に関し必要な事項は、第 4 7 作業班において定める。